

恬子内親王・述子内親王・珍子内親王（文徳天皇皇女）

皇女研究会

恬子内親王・述子内親王・珍子内親王の生母は、更衣紀静子。紀名虎の娘である。同母兄弟に惟喬親王・惟条親王がいる。『本朝皇胤紹運録』では、恬子内親王と述子内親王は続けて記述されているが、珍子内親王は、間に異母姉妹を六名挟んで、内親王の一番最後に記されている。これは、珍子内親王の誕生が、上の二人とはやや離れていることを想像させる。『帝王編年紀』『一代要記』においても、同様である。

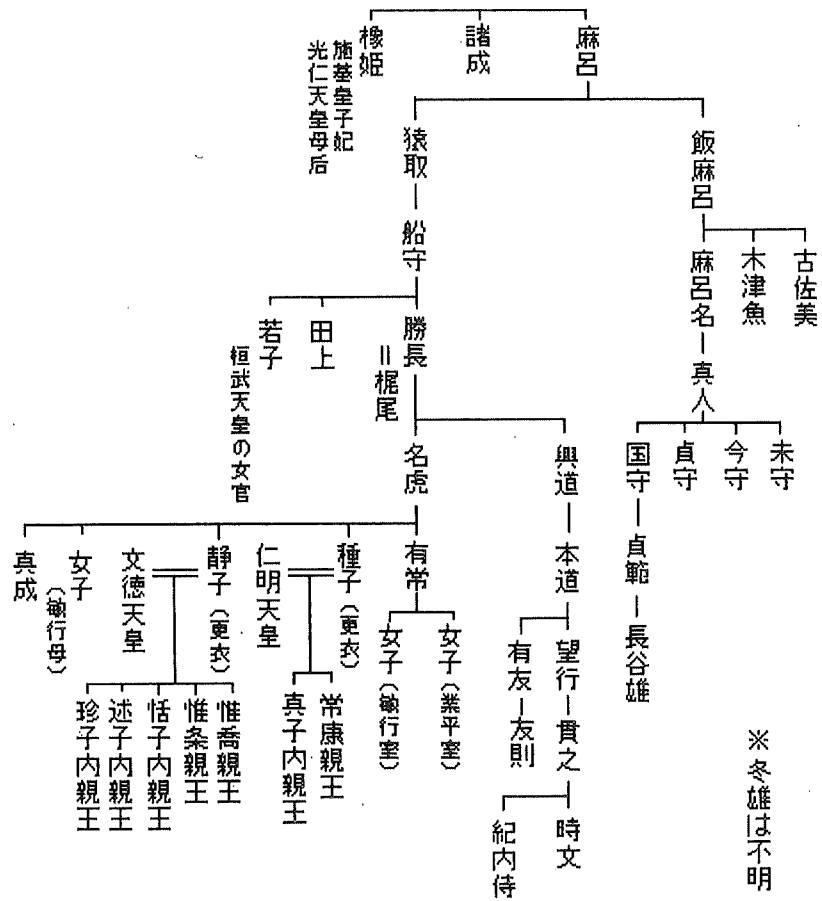
恬子内親王の名が正史に初めて登場するのは、『三代実録』貞観元年（八五九）十月五日条、伊勢斎宮に卜定されたときであった。

卜定恬子内親王爲伊勢齋。儀子内親王爲賀茂齋。

前年天安二年（八五八）八月二十七日、文徳天皇崩御。

九月二十日、大中臣朝臣良人が伊勢大神宮に遣わされ、前斎宮晏子内親王（文徳天皇皇女・生母藤原列子）の退出が告げられた。その後任として恬子内親王が選ばれたのである。崩御した文徳天皇は恬子内親王の父でもあったため、その服喪期間を過ぎてからの卜定であった¹。新帝清和は、即位時わずか九歳。皇子女のいようはずもなく、前帝皇女の中からの卜定は、必然的なものであった。恬子内親王は、貞観三年（八六一）九月一日、伊勢へ群行し、それから、およそ十六年を経て、貞観十八年（八七六）十一月二十九日に清和天皇が讓位した。翌元慶元年（八七七）二月二十三日、伊勢大神宮に、陽成天皇の即位とともに恬子内親王の退出が告げられた。三月一日、刑部大輔從五位上弘道王と右中弁從五位上藤原保則が、恬子内親王を迎えに、伊勢へ發遣された。恬子内親王は周知のごとく、伊勢物語にみられる在原

紀氏略系図



本系図は『尊卑分脈』（国史大系）紀氏の系図をもとに、『群書類従』第四輯・卷第六十三・紀氏系図、六国史、『日本史諸家系図人名辞典』（二〇〇三年・講談社）等の記述を参考にして、修正を加えたものである。

業平との関係が有名であるが、それは物語において、伝わった伝承である。岩佐美代子氏が述べておられるように、伝承だからといってなかったということにはならない²。角田文衛氏の詳細な考証もある³。本稿では、それら先学の研究を踏まえたうえで、史料の記述を中心に、いて恬子内親王の事跡を追うこととした。

恬子内親王に関する記事は、六国史中には、齋宮としてのもののみで、薨去の記事はない。『三代実録』は仁和三年（八八七）八月二十六日光孝天皇の崩御で記事を終えるが、恬子内親王・述子内親王がこのとき存命していたためである。薨去の記事は、『日本紀略』によって確認することができる。

寛平九年（八九七）十一月一日条

是日。文徳天皇皇女無品述子内親王薨。

延喜十三年（九一三）六月十八日条

前齋宮無品恬子内親王薨。

いうことになる。静子は惟喬親王を出産した二年後に、惟条親王を産んでいる。これも享年よりの逆算である。可能性はないとはいえないが、二年という期間からいって、恬子内親王以下三姉妹は、惟条よりも年下と考えるのが妥当であろうと思われる。なお、角田文衛氏・山中智恵子氏等も、恬子内親王等が惟喬・惟条親王の妹であるとされている。

次の有力な手がかりが、天安元年（八五七）二月二十八日条において、述子内親王が賀茂齋院に卜定されたという記事である。

丙申。廢鴨齋内親王惠子。更立无品述子内親王爲齋内親王。遣右大臣正三位藤原朝臣良相於神社告事由。其事秘者。世無知之也。 『文徳実録』

述子内親王以前の賀茂齋院の卜定年齢は次の通りである。

第一代有智子内親王、四歳⁴、
第二代時子内親王、四歳位⁴。

例によって、皇女の年齢については一切触れられていない。恬子内親王等三姉妹がいつ頃誕生したのか、まず第一の手がかりとなるのが、同母兄弟である惟喬親王と惟条親王の年齢、および父文徳天皇の元服の記事である。

八四二年 道康親王（文徳）元服（二五歳）
八四四年 紀名虎、刑部卿となる。
惟喬親王、誕生（一歳）
八四六年 惟条親王、誕生（一歳）
八四七年 紀名虎卒

惟喬親王は文徳天皇の第一皇子として承和十一年（八四四）に誕生した。惟喬親王の誕生は元服の記事に年十四とされるところから逆算して求められるものである。惟喬親王が誕生した承和十一年（八四四）の正月十一日、外祖父、紀朝臣名虎が刑部卿になっている。文徳天皇は、この二年前に元服、立坊している。惟喬親王が第一子であることは間違いないであろう。従って、恬子内親王・述子内親王・珍子内親王はいずれも惟喬親王の妹と

第三代高子内親王、不明
第四代慧子内親王、不明。

第五代となる述子内親王の年齢を有智子内親王等の例からほぼ四歳と考えると、斉衡元年（八五四）生まれということになる。同母姉妹の長幼の序が『本朝皇胤紹運祿』の記載順と考えれば、述子は恬子内親王の妹である。したがって、恬子内親王は第二子惟条親王と述子内親王の間、承和十四年（八四七）から仁寿三年（八五三）の六年の間に誕生しているということになる。

今一つの手がかりとなると考えられるのが、両内親王の後見者との関係である。紀名虎は承和十四年（八四七）に卒去している。その後、静子等を後見したのは、名虎の息子である紀有常と考えられる。紀有常は仁寿元年（八五一）十一月二十六日に正六位上から従五位下となった。この時、同様に正六位上から従五位下に叙された者は十九名であった。その後の叙位・任官状況が比較的はつきりとしている藤原良世（良房弟）・安倍貞行⁷と紀有常を比較すると、文徳天皇の崩御を境にして、紀有常の昇位状況が変化していることがわかる。グラフにす

ると一目瞭然であるが、文徳天皇在世の時は、有常の昇位のほうが早く、崩御の後は、ときの摂政太政大臣藤原良房の弟である良世にはまったく及ばない。

任官も同様である。有常は仁寿二年（八五二）二月二十八日には但馬介、翌仁寿三年（八五三）正月十六日には右兵衛佐となっている。一方、藤原良世が右兵衛佐となったのが、斉衡元年（八五四）正月十六日であり、有常より遅い。

文徳天皇が亡くなった後は、有常は、任官はあつても位は据え置かれたままとなる。それに対して、藤原良世は正五位下、従四位下、従四位上と順調にあがっていく。このことは伊勢斎宮や、他の親王等を後見するために、それなりの収入は維持されたが、出世はできなかつたことを示していると考えられる。

有常の官位と、静子の皇女出産との関わりを考えると、恬子・述子内親王の誕生の可能性が濃い、八四七年から八五四年の間で、有常の昇叙・任官が近接している箇所が二箇所ある。八五一年十一月二十六日の叙従五位下と翌八五二年二月二十八日の任但馬介、八五四年十一月二

日に任右近衛少将と八五五年一月七日の叙従五位上となった二箇所である。前者は三ヶ月、後者は二ヶ月弱の間隔である。藤原良世らは叙位があつても、すぐに任官ということがあるわけではない。したがってこれが皇女誕生による後見者への特別処置であつたとすれば、恬子内親王は八五一年頃、述子内親王は八五四年頃誕生したのではないかと考えられるのである。これにしたがえば、述子内親王は斎院卜定時、四歳。恬子内親王の伊勢斎宮卜定時は、九歳であつたことになる。ちなみに、角田文衛氏・山中智恵子氏とともに、恬子内親王の誕生を、嘉祥元年（八四八）頃とされている。さて、恬子内親王が卜定されてからの主な動きを追つてみる。

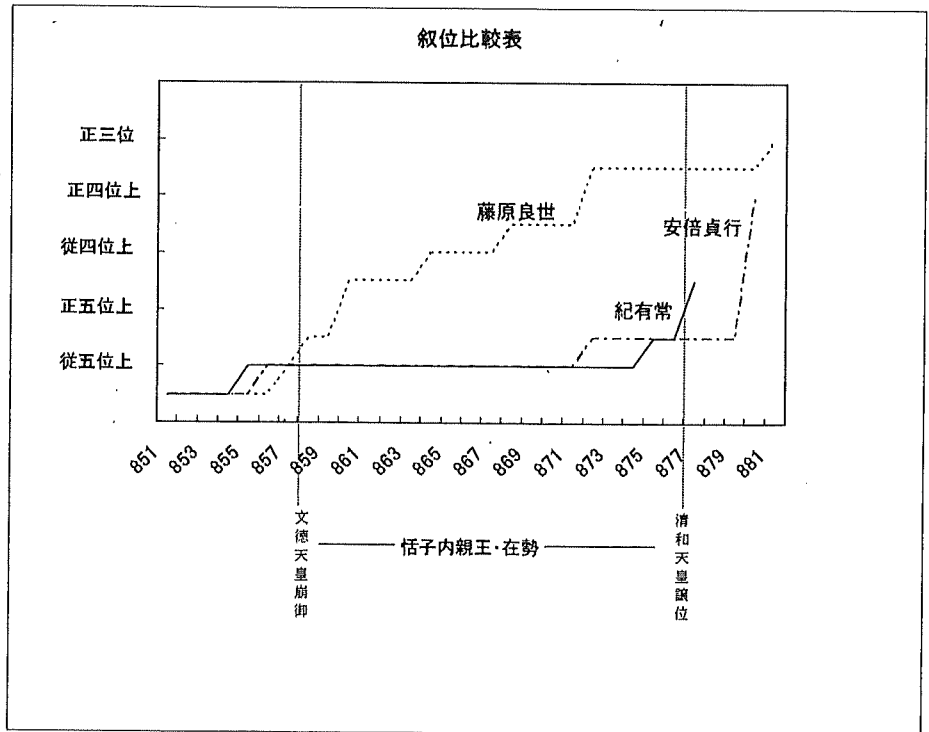
貞観元年（八五九）十二月、初斎院。

貞観二年（八六〇）八月、野宮。

貞観三年（八六一）九月、伊勢群行。

初斎院とは斎王に卜定されてから、潔斎をして入る宮中に設けられた場所、野宮は初斎院の後、伊勢へゆくまで、やはり潔斎のためにはいる内裏の外につくられた宮で

叙位比較表



ある。

伊勢群行に先立つ八月二十七日、「空有声如雷」とあり、二十九日も雷雨であつた。八月は京内では赤痢が蔓延し、多くの者が亡くなったことが『三代実録』に記されている。そうした中、九月になつて恬子内親王は、右大臣藤原良相、尚侍源全姫に見送られて京を出発したのであつた。

斎宮頭は従五位下藤原朝臣諸房が着任した。『尊卑分脈』によると、諸房の息子恒尚は紀関雄女を妻としている。また、諸房の母は従五位上大中臣峯子とあり、伊勢大神宮宮司であつた大中臣峯雄との何らかのつながりが推測される。

史料に残されている恬子内親王在勢中の主な出来事は以下の通りである。貞観六年（八六四）に恬子内親王が離宮院へ向かうとき、橋桁が壊れて、女官が馬とともに落ちた。宮司の大中臣峰雄が職務停止の処分を受けている。貞観七年（八六五）五月十六日に従五位上伊勢権守藤原朝臣宜が斎宮権頭となり、貞観八年（八六六）二月十三日に、従五位下藤原朝臣諸藤が斎宮頭となつた

1。諸藤は、前任の諸房の異母兄弟である。

貞観八年（八六六）二月、恬子内親王等の生母、紀静子が病死した。『菅家文章』「為彈正尹親王先妣紀氏修功德願文」（貞観十年八月二十七日）に次のように書かれている。

而先妣去八年二月、嘗葉不利、終朝即世。

貞観八年（八六六）、伊勢では疫病が流行し、多数の死者が出、齋宮に付き従うものが無い状態になったので、五月、旧例によって、伊勢齋内親王が神宮に参ることを勅命によって停めている。祭祀は官司たちの手によってのみ行われた。このことを角田氏は不審として、この時期、恬子内親王が在原業平との間の子を妊娠していたためではないかとされている¹¹。

貞観八年（八六六）五月二十六日条

勅。伊勢齋内親王來六月祭停參神宮。先是。大神宮司言。頃年國內疫病繁發。神郡百姓病死者衆。經觸

邪穢。無人駢役。望請准據舊例。停齋内親王奉參神宮之儀。但祭祀之礼。官司供奉。

『三代実録』

角田氏がいわれるように、大神宮の三節祭（六月と十二月の月次祭・九月の神嘗祭）は少々のことでは停止されるものではなかったとしても、疫病という理由は少々なことではないといえればそれまでである。ただ、この時期には今一つの不審なことある。それは生母静子が二月に亡くなったのにもかかわらず、恬子内親王は齋宮の任を解かれなかったことである。恬子内親王以前の齋宮で、生母の死によって退出した明確な例は、光仁天皇皇女、酒人内親王であるが、酒人内親王の母井上内親王の死は、廢后の上、幽閉中に亡くなったもので、尋常の死ではない。したがって、参考とするには問題がある。後の例でもっとも近いものは、醍醐天皇の皇女稚子内親王が、生母源周子の死によって退出したというものがある。『尊卑分脈』によれば、周子は嵯峨皇子源定の曾孫にあたる。三世の源氏である。血筋はともかく、身分は更衣であり、

静子とかわらない。したがって恬子内親王が生母の死によっても齋宮の任を解かれなかったのは、卑母故ともいえない。

この貞観八年（八六六）という年は、史上に名高い応天門の事件が起こった年でもある。二月に静子が亡くなったのであるが、事件は閏三月十日に起こった。その火事のことを『三代実録』は「夜。應天門火。延燒棲鳳翔鸞兩樓。」と記し、その後も、ほとんど毎月のようにこの事件の記事が続き、いかに影響の大きなものであったかが伝わってくる。疫病、応天門の事件の影響など種々の条件が重なったため、齋宮の交替がおこなわれなかった変則的な例であるとも考えられる。

角田氏の指摘する不審と、生母がなくなったのにもかかわらず任が解かれなかったという二つの不審をあわせる、恬子内親王の側に帰京できない事情があったのではないかとの疑いは限りなく深まっていく。しかしながら、これ以上の史料はない限り、この点について確実にいえることは、こうした事どもが和歌や物語を生み出す大きな要因となったということであって、事実がどう

であったかを、断定するにはいたらない。

九月には齋宮寮に穢れがあり、前齋宮頭藤原諸房を大神宮に向かわせている。

貞観八年（八六六）九月十日条

伊勢齋宮寮允以上並有穢。不堪其供祭。故勅遣中務少輔從五位下藤原朝臣諸房。向太神宮行事。

『三代実録』

翌貞観九年（八六七）も、平穩な年とはならなかった。

二月三日、齋宮寮が火事になった。

齋宮寮火。延燒官舎十二宇。

『三代実録』

九月に、史生從八位上縣造富世が齋宮助藤原朝臣豊本を殺害するという事件が起こった¹²。この事件の顛末は翌貞観十年（八七八）十月二十八日条に記されている。それによれば、當世は斬首されるところであったが、詔に

よって死一等を減じられ、遠流となった¹³。恬子内親王が在勢中に起こった主な特記事項は以上である。

貞観十八年(八七六)十一月二十九日、まだ二十七歳であった清和天皇が讓位の意を示した。そして九歳の陽成天皇が即位した。この即位によって、翌元慶元年(八七七)二月十七日に識子内親王(清和天皇皇女)が伊勢齋宮に卜定され、恬子内親王はその任を解かれた。卜定時、九歳であったとすれば、恬子内親王は、このとき、二十七歳であったことになる。

帰京した恬子内親王を迎えたのは、長兄惟喬親王、妹の述子内親王の二名であったと考えられる。次兄惟条親王は貞観十年九月十四日、二十三歳の若さで薨去¹⁴。伯父紀有常は恬子内親王が齋宮を終える一ヶ月ほど前の、元慶元年(八七七)正月二十三日に六十三歳で卒去している¹⁵。また恬子内親王が帰京するのをまたず、同元慶元年(八七七)四月二十四日に妹珍子内親王が亡くなっている。

无品珍子内親王薨(云々)。帝不見事三日。内親王

者。文徳天皇之女。母從五位上紀朝臣靜子。正四位下名虎之女也。

『三代実録』

齋宮は退出が決まってから、数ヶ月から半年以上の待機期間を経て帰京する¹⁶。したがって、恬子内親王は珍子内親王と再会することはできなかったと思われる。帰京して後、亡くなるまで、恬子内親王の記事は史料には残されていない。

帰京の後、恬子内親王を後見したのは、紀氏一族であったはずである。長兄惟喬親王は、すでに貞観十四年(八七二)七月十一日に病のため出家している。

貞観十四年(八七二)七月十一日条

四品守彈正尹惟喬親王寢疾。頓出家爲沙門。

『三代実録』

紀有常には系図をみる限り、男子はいない。『群書類從』卷六十三の紀氏系図には有常の弟として真成の名があ

げられているが、その名は六国史中にみることはできず、紀略にもみあたらない。『尊卑分脈』にも記されていない。したがって、恬子内親王等を後見したのは、紀氏一族としてもやや遠い人々ではなかったかと思われる。

清和天皇が讓位した後、即位した陽成天皇もわずか九年の在位であった。恬子内親王の父帝文徳の血筋は陽成の退位で終わり、皇統は仁明天皇の皇子であった光孝天皇にうつる。在原業平が亡くなったのは、元慶四年(八八〇)五月二十八日、五十六歳であった。やがて一度は臣籍に下りた源定省が宇多天皇として即位する。仁和三年(八八七)十一月十七日のことである。在位は十一年。

寛平九年(八九七)七月十三日、醍醐天皇即位。こうした状況の中、恬子内親王は過ごしたのであった。かつて、長兄惟喬親王は、文徳天皇の第一子でありながら、藤原良房の前に退けられ、帝位につくことがなかった。紀氏は、藤原氏の朝堂における勢力にははるかにおよびなかつたが、平安朝初期の光仁天皇の生母椽姫は紀氏出身であった。名族であると思いがあつたであろうことは想像に難くない。

帰京の後、どこに住んでいたのか史料は全く不明である。角田文衛氏は左京二条三坊十一町、今日の中京区烏丸通夷川にあつた小野宮と推測し、山中智恵子氏は『伊勢物語』百二段から、あるいは長兄惟喬親王のもとで、晩年を過ごしていたのではないかとする。

延喜五年(九〇五)古今和歌集成立。恬子内親王の薨去は、それより後、延喜十三年(九一三)六月十八日である。六十三歳程であつたと思われる。長兄惟喬親王と妹述子内親王は、醍醐天皇が即位した寛平九年(八九七)にも亡くなっている。恬子内親王は、兄弟姉妹の中でもっとも長命であつた。

静子の生んだ内親王は、いずれも無品であつた。明子所生の儀子内親王は、述子内親王の次の賀茂齋院となつたが、初筓にあつて、三品となり¹⁷。薨時は一品であつた¹⁸。儀子内親王は病によつて齋院を退出し、元慶三年(八七九)閏十月五日に薨去した。珍子内親王が亡くなつて間もなくである。

さて、問題の古今和歌集、六四五番歌であるが、これは恬子内親王が存命中に世に出たものということにな

る。

業平朝臣の伊勢の国にまかりたりける時、齋宮なりける人に、いとみそかにあひて、又の朝に、人やるすべなくて、思ひをりけるあひだに、女のもとよりおこせたりける

よみ人しらず

君やこし我やゆきけんおもほえず夢かうつゝかねてかさめてか

なりひらの朝臣

返し

かきくらす心のやみにまどひにきゆめうつゝとは世人さだめよ

皇統が変わり、内親王には有力な後見がなく、年もとっていた。だからといって皇室の一員であることはかわらない。恬子内親王と在原業平のことが事実であったならば、当事者の一方がまだ生きており、皇族の一員であり、撰者の一族でもあったことになる。事実であったとすれ

ば、いかに作者を「読み人知らず」としても詞書きによって、醜聞の暴露になってしまふことになる。そのようなことをあえて勅撰集に載せるであろうか。『在中将集』『業平集』ではこれらの歌の詞書きが「いみしうわりなくてあひたる女」「えあふましき女」となっており、「齋宮」とは書かれていないのである。

述子内親王の賀茂齋院卜定について、補足すると、史料にも書かれているように述子内親王の卜定は変則的であった。前齋院恵子内親王の生母、藤原列子に何らかの過ちがあり、それ故に突然齋院を廃された。述子内親王はその後任として卜定されたのである。先にも推定したように、そのとき、述子内親王が四歳であったとすれば、恬子内親王は六歳ほど、恬子内親王が賀茂齋院となっても不思議ではなかった。この年は、二月に連続して地震があり、また大雨も記録されている。そのためか、天安元年と改元されている。文徳天皇は、あるいは讓位等を考えており、その際、皇太子が幼く、皇女がいないことを思い、あえて、幼い妹の述子内親王を先に都に近

い賀茂に配したとは考えすぎであろうか。齋院長官は同じ紀氏の冬雄である。

天安元年（八五七）三月二日条

従五位下紀朝臣冬雄爲齋院長官。備前權掾如故。

『文徳天皇実録』

残念ながら冬雄の系図上の位置は不明である。しかし、貞観十一年（八六九）正月十三日に「従五位上行太皇太后宮亮紀朝臣冬雄爲兼美濃權介。」と記されていることから、同時代の紀氏の中ではそれなりに活躍した人物である。賀茂は都の近郊であり、齋王とはいってもまだ遠い伊勢へゆくよりは遙かに条件がよい。文徳天皇の意図は不明ながら、述子内親王は図らずも父帝の崩御によって、わずか一年で齋王をしりぞき、母のもとに戻るこ

とができた。

珍子内親王は、すぐ上の姉、述子内親王が八五四年に誕生しているとすれば、父文徳天皇が崩御するのが八五

八年なので、遅くとも八五九年、早くも八五五年に誕生していることになる。従って、薨去した元慶元年（八七七）四月二十四日には、十九歳から二十三歳の間であったと考えられる。齋王となった姉たちと異なり、薨去の記事が残されているのみである。しかし、母静子が亡くなる貞観八年（八六六）までは、共に暮らし、その元を離れることはなかったはずである。その後も次姉述子内親王とともにあつて、その庇護のもと、生涯をおくったものと考えられる。

静子所生の姉妹たちの生涯を考える上で、今一つ重要なことは、紀貫之をはじめとする和歌や文学に優れた人々が多かったこと、母静子も三条町と呼ばれて、『古今和歌集』に一首、入集していることと共に、系図に見られるように、静子の妹は歌人として知られる藤原敏行の母であり、静子の二人の姪、すなわち有常の娘は、一人は在原業平妻、今一人は藤原敏行妻という人のつながり、文学作品等に残された貫之・有友・惟喬親王等の人とのつながりである。皇女は母のもとで養育され、成長することを考えると、その環境が文学的香りの高いもの

●史料 文頭の数字は西曆、() は筆者、() 割注
先に記述した史料の本文を掲載してある。

【恬子内親王】母、紀静子／同母姉妹、述子内親王・珍
子内親王／最終位、無品

859 (貞觀元年十月五日丁亥) 卜定恬子内親王爲伊勢齋。
儀子内親王爲賀茂齋。

『三代実録』『日本紀略』

859 (貞觀元年十月十二日甲午) 大祓於朱雀門前。以定
伊勢賀茂齋内親王也。

『三代実録』『日本紀略』

859 (貞觀元年十月二十八日庚戌) 遣散位從五位上並山
王於伊勢太神宮。告以定齋内親王也。

『三代実録』『日本紀略』

859 (貞觀元年十二月二十五日丙午) 伊勢齋恬子内親王。

於鳴水邊六條坊門末修禊。賀茂齋儀子内親王。於同水邊
待賢門末修禊。並入初齋院。

『三代実録』『日本紀略』

860 (貞觀二年八月十五日壬辰) 任伊勢齋内親王行禊前
後次第司。以掃部頭從五位上藤原朝臣貞敏爲前次第司長
官。式部大丞正六位上紀朝臣良舟爲判官。大錄正六位下
善道朝臣繼根爲主典。從五位上行兵部少輔源朝臣直爲後
次第司長官。大丞正六位上藤原朝臣保則爲判官。大錄從
六位下榎原忌寸全吉爲主典。『三代実録』『日本紀略』

860 (貞觀二年八月二十四日辛丑) 大祓於建礼門前。爲
明日伊勢齋内親王將行禊也。『三代実録』『日本紀略』

860 (貞觀二年八月二十五日壬寅) 伊勢齋恬子内親王臨
鳴水。大修禊事。即日入野宮。『三代実録』『日本紀略』

861 (貞觀二年五月二十九日壬寅) 散位從五位下藤原朝
臣諸房爲齋宮頭。『三代実録』

861 (貞觀二年六月九日壬子) 任伊勢齋内親王裝束使。
大祓於建礼門前。『三代実録』『日本紀略』

861 (貞觀二年六月二十一日甲子) 下知近江。伊賀。伊
勢國等國司。役夫一百人。馬二百九十五疋。來九月四日
伊勢齋内親王將入太神宮。仍預令點儲。『宣詔伊勢國司
并太神宮司云。豐受官祿宜正八位上神主河繼。同宮大内
人外從八位下神主眞雄。同宮副大内人外少初位下神主伊
勢雄等。一祖之後。分爭歷年。或告冒名。或云假姓。尋
其端緒。互有是非。竝須口其疵瑕。正其罪法。然而事行
曩代。咎在先民。既似疎違。誠非姦伏。加以發覺以來。
多經恩蕩。神殿同職。子孫相仍。稽之律條。既非還正之
類。求之圖系。猶見同姓之因。所諍之口。同自先祖而發。
實非末孫之過。周道如砥。既往不咎。况秋茶已厭。國憲
有常。所犯事條。非可追究。宜令共保所帶之姓。依舊得
供神事。但聞。河繼等各依私事。互闕神事。須准法式重
其科責。此段別從在宥之義。以崇一切之恩。』三代実録』

861 (貞觀二年八月十八日己未) 大祓於建礼門前。以伊
勢齋内親王可入太神宮故也。『三代実録』『日本紀略』

861 (貞觀二年八月二十四日乙丑) 伊勢齋内親王臨葛野
河修禊。勅遣中納言從三位兼行左衛門督藤原朝臣氏宗監
禊事。『三代実録』『日本紀略』

861 (貞觀二年八月二十九日庚午) 大祓於朱雀門前。以
伊勢齋内親王九月一日將入太神宮故也。『三代実録』『日
本紀略』

861 (貞觀二年九月一日壬申朔) 勅遣右大臣正二位兼行
左近衛大將藤原朝臣良相。尚侍從三位源朝臣全姫。向八
省院。發遣伊勢齋内親王。『三代実録』『日本紀略』

861 (貞觀二年九月九日庚辰) 重陽節。天皇不御前殿。
於殿庭賜菊酒親王以下。侍從以上及文人。酣飲賦詩。勅
賜題云。菊暖花未開。日暮賜祿各有差。是月伊勢齋内親
王入太神宮。由是無用宣命。不舉音樂。亦不着靴。『三

代実録』『日本紀略』

862 (貞觀四年十一月十一日乙亥) 遣散位從五位下末良王、伊勢大神宮奉幣。『三代実録』『日本紀略』

863 (貞觀五年七月二日壬辰) 勅遣參議正四位下行式部大輔兼播磨守春澄朝臣善繩。從五位下行神祇少副大中臣朝臣豐雄。於大極殿。奉祈伊勢大神。去月有流星。神祇官卜伝。天照大神成崇。故祈以防不祥也。『三代実録』『日本紀略』

863 (貞觀五年九月十日己亥) 大祓於建礼門前。以明日將發奉幣伊勢大神宮使也。『三代実録』『日本紀略』

863 (貞觀五年九月十一日庚子) 遣使者於伊勢大神宮。『三代実録』『日本紀略』

864 (貞觀六年正月二十九日丙辰) 銅印一面。鑄充伊勢齋宮主神司。『三代実録』

864 (貞觀六年二月二十一日戊寅) 伊勢大神宮司言。於度會郡山中。獲木連理。『三代実録』『日本紀略』

864 (貞觀六年七月十日甲午) 遣使者奉幣於伊勢大神宮。『三代実録』『日本紀略』

864 (貞觀六年九月十一日乙未) 遣使者於伊勢大神宮奉幣。例也。

『三代実録』『日本紀略』

864 (貞觀六年九月十五日) 依例齋內親王御行於離宮院之程。齋宮東字鉗田橋桁損(天)。女官一人乘馬共落入了。仍過次第祭日之後。以同二十六日召取宮司峰雄。於齋宮寮勘之。齋王參宮之時。路次道橋修造。偏宮司勤也。而無其勤問。女官一人落被疵還留了者。宮司懈怠不可勝計者。爰宮司峰雄無遁方進怠狀。隨則寮解上奏之。於官庭被召問。宮司釐務停止宣旨了。『太神宮諸雜事記』

865 (貞觀七年五月十六日丙申) 從五位上行伊勢權守藤原朝臣宜爲齋宮權頭。伊勢權守如故。『三代実録』(任官。『日本紀略』)

865 (貞觀七年九月十一日己丑) 是日可奉幣帛伊勢大神宮御在所有穢仍以停止。遣散位從五位下岑行王。神祇伯從四位下中臣朝臣逸志。告以事由。『三代実録』『日本紀略』

865 (貞觀七年十一月四日辛巳) 勅遣使者於伊勢大神宮。并明神十一社奉幣。告以天皇遷御內裏也。『三代実録』『日本紀略』

866 (貞觀八年二月十三日己未) 以齋宮頭從五位下藤原朝臣諸房爲中務少輔。(中略) 從五位下當世王爲正親正從五位下藤原朝臣諸藤爲齋宮頭。『三代実録』(任官。授位。『日本紀略』)

866 (貞觀八年五月二十六日己巳) 勅。伊勢齋內親王來

六月祭停參神宮。先是。大神宮司言。頃年國內疫病繁發。神郡百姓病死者衆。經觸邪穢。無人驅役。望請准據舊例。停齋內親王奉參神宮之儀。但祭祀之礼。宮司供奉。『三代実録』(勅。伊勢齋內親王。「年」來六月祭停參神宮。『日本紀略』)

866 (貞觀八年七月六日戊申) 遣使於伊勢大神宮。告以応天門火。告文曰。天皇(我)詔旨(止)。掛畏(岐)伊勢(乃)度會宇治(乃)五十鈴(乃)河上(乃)下都磐根(尔)「以」大宮柱廣敷立。高天(乃)原尔千木高知(天)稱辭定奉(留)天照坐太神(乃)廣前(尔)申賜(倍止)申(久)。去閏三月十日(尔)應天門并東西樓(尔)火在(天)燒盡(奴)。其後頗有物恠(尔)依(天)卜求(尔)。御體(尔)御疾事。又火兵事等(乃)事可有(止)卜申(世利)。因。掛畏(岐)皇太神(乎)仰侍奉(天)。大幣帛奉出賜(牟止)所念行(須)間(尔)。穢事頗有(天)至于今未奉出賜。恐懼祇畏(利)御坐(須)。因改月擇日(天)。大舍人頭從五位上磯江王。神祇大副從五位下大中臣朝臣豐雄等(乎)差使(天)。忌部神祇

權大祐正六位上齋部宿祢高善〔我〕弱肩〔尔〕大繩取掛〔天〕。礼代大幣帛〔尔〕大唐綵帛錦綾〔乃〕妙麗〔乎〕添加〔天〕。持齋〔利〕令捧持〔天〕奉出賜〔布〕。此状〔乎〕神〔奈加良〕聞食〔天〕。今〔毛〕今〔毛〕如此等〔乃〕〔波〕。未然之外〔尔〕消滅賜〔天〕。天皇朝廷〔乎〕与日月共〔尔〕常盤堅盤〔尔〕。夜守日守〔尔〕護幸奉給〔止〕申賜〔波久止〕申。辭別申〔久〕。今年早有〔天〕。百姓農業皆悉枯損〔奴〕。此又皇太神〔乃〕厚助〔尔〕依〔天之〕甘雨〔降〕令降賜〔天〕。五穀豐登〔之女〕給〔比〕。國家安平〔仁〕矜幸賜〔止〕申給〔波久止〕申。

『三代実録』(告文云々。『日本紀略』)

866 (貞觀八年九月十日壬子) 伊勢齋宮寮允以上並有穢。不堪其供祭。故勅遣中務少輔從五位下藤原朝臣諸房。向太神宮行事。『三代実録』

866 (貞觀八年九月十一日癸丑) 遣使奉幣於伊勢大神宮。『三代実録』『日本紀略』

867 (貞觀九年二月三日癸酉) 齋宮寮火。延燒官舍十二宇。『三代実録』『日本紀略』

867 (貞觀九年二月十一日辛巳) 齋宮頭從五位下藤原朝臣諸藤爲伊勢介。齋宮頭如故。『三代実録』(任官。『日本紀略』)

867 (貞觀九年九月十二日戊申) 齋宮助正六位上藤原朝臣豐本。爲史生從八位上縣造富世所殺。『三代実録』

867 (貞觀九年十月七日壬申) 大於建礼門前。去月内裏有大產穢。不發奉伊勢大神宮幣使。明日可發。故更齋修禊焉。『三代実録』『日本紀略』

868 (貞觀十年一月七日壬寅) 左京亮從五位下橘朝臣高成。典藥頭藤原朝臣秀雄。散位橘朝臣信蔭。齋宮頭兼伊勢介藤原朝臣諸藤。散位大原真人眞室。兵部少輔藤原朝臣秋緒。大判事滋野朝臣善根。助教菅野朝臣佐世。天文

博士兼攝津權介中臣志斐連春繼等並從五位上。『三代実録』(授位。『日本紀略』)

868 (貞觀十年九月七日丁酉) 此日。遣從五位下守右少弁藤原朝臣千乘。左大史正六位上刑部造眞鯨等於伊勢大神宮。奉大神財寶。是隔廿年所造也。大於建礼門前而發使。『三代実録』『日本紀略』

868 (貞觀十年九月十一日辛丑) 遣從五位上行少納言兼侍從久須繼王。神祇大副從五位下大中臣朝臣豐雄等。向伊勢大神宮奉幣。『三代実録』『日本紀略』

868 (貞觀十年十月二十八日戊子) 太政官論奏曰。刑部省斷罪文云。齋宮寮史生從八位上縣造富世又殺助正六位上藤原朝臣豐本。伊勢國司從五位上行權守藤原朝臣宣。從五位下行權介藤原朝臣廣守斷罪違律。前志摩守正六位上高橋朝臣繼善犯用官物。私營公田。過役雜徭。國掌奏貞雄庇殺百姓日置福益。法官覆案。富世。貞雄當斬。宣。廣守贖刑。繼善遠流者。詔。富世貞雄減死一等。處之遠

流。自餘論之如法。『三代実録』

869 (貞觀十一年六月十七日癸卯) 遣使者於伊勢大神宮奉幣。告文曰天皇〔我〕詔旨〔止〕。掛畏〔岐〕伊勢度會〔乃〕五十鈴〔乃〕河上〔尔〕坐皇大神〔乃〕廣前〔尔〕恐〔美〕恐〔美毛〕申賜〔倍止〕申〔久〕。頃間有旱災〔天〕百姓〔乃〕農業燒損〔奴倍志〕。皇大神〔乃〕矜賜〔比〕助賜〔牟尔〕依〔天〕。此災〔乎〕除滅〔牟止〕所念行〔天〕。礼代〔乃〕大幣帛〔乎〕。大舍人頭從五位上磯江王。主殿權助從五位下大中臣朝臣國雄〔乎〕差使〔天〕。忌部神祇少祐從六位下齋部宿祢伯江〔加〕弱肩〔尔〕大繩取掛〔天〕持齋〔波利〕令捧持〔天〕奉出〔須〕。此状平〔介久〕聞食〔天〕。甘雨忽降〔之米〕賜〔比〕。五穀豐登〔之女〕。天下饒足〔之米〕賜〔比天〕。天皇朝廷〔乎〕實位無動〔久〕。常盤堅磐〔尔〕夜守日守〔尔〕幸〔倍〕賜〔倍止〕。恐〔美〕恐〔美毛〕申賜〔波久止〕申。『三代実録』『日本紀略』(紀略、告文はなし)

869 (貞觀十一年九月十一日乙丑) 遣使伊勢大神宮奉幣。

『三代実録』『日本紀略』

870 (貞觀十二年八月十六日丙申) 加置伊勢大神宮司一員。『三代実録』『日本紀略』

870 (貞觀十二年九月八日丁巳) 遣正五位下守左中弁源朝臣直。右大史正六位上廣階宿祢八鈞於伊勢大神宮。奉神寶。▼是日。太政官停尋常政。但非廢務之例也。『三代実録』『日本紀略』

870 (貞觀十二年九月十一日庚申) 去八日。内裏有犬産穢。仍停奉伊勢大神宮幣使。遣大舍人頭從五位上磯江王。神祇大副從五位下大中臣朝臣國雄。申事由。大於建礼門前而發之。『三代実録』『日本紀略』

870 (貞觀十二年十一月八日丙辰) 先是九月十一日。内裏有犬産穢。停奉幣伊勢大神宮使。是日。遣大舍人頭從五位上磯江王。奉常幣并鑄錢司及山城國葛野郡鑄錢所等新鑄錢。『三代実録』『日本紀略』

870 (貞觀十二年十二月二十五日壬寅) 又齋宮寮并所管諸司始任者。並給籤符。『三代実録』

874 (貞觀十六年八月一日丁巳朔) 是日。伊勢國上言。有蝗虫食稼。其頭赤如丹。背青黑。腹斑駁。大者一寸五分。小者一寸。種類繁聚。一日所食四五許町。其所一過無有遺穗。『三代実録』『日本紀略』

874 (貞觀十六年八月十三日己巳) 遣從五位下守玄蕃頭弘道王於伊勢大神宮奉幣。禱去蝗。從此以後。蝗虫或化蝶飛去。或爲小蜂所刺殺。一時消盡矣。『三代実録』『日本紀略』

875 (貞觀十七年八月二十五日乙亥) 奉幣伊勢及賀茂御祖別雷社。松尾。稻荷。木嶋。乙訓。丹生社。祈秋稔也。『三代実録』『日本紀略』

876 (貞觀十八年九月十一日乙酉) 停奉伊勢大神宮幣使。

以內裏犬死也。大於建礼門前。『三代実録』『日本紀略』

876 (貞觀十八年十月三日丙午) 遣散位從四位上基棟王。

神祇大副從五位下大中臣朝臣有本等。向伊勢大神宮奉幣。先是。九月十一日須奉例幣。而以內裏犬死而停止。故延而奉之。『三代実録』『日本紀略』

877 (元慶元年二月一日壬寅朔) 遣刑部大輔從五位上弘道王。右中弁從五位上藤原朝臣保則。迎前伊勢齋內親王(恬子)。『三代実録』『日本紀略』

913 (延喜十三年六月十八日) 前齋宮無品恬子內親王薨。『日本紀略』

恬子內親王 齋宮。母同惟高〔頭注〕紀略、延喜十三年六月十八日、前齋宮恬子內親王薨『本朝皇胤紹運錄』

1011 (寬弘八年五月二十七日) 如此大事只任宗廟社稷之神、非敢人力之及者也。但故皇后宮外戚高氏之先、依齋

宮事為其後胤之者、皆以不和也、今為皇子非無所怖、能可被祈謝太神宮也『權記』

中將与齋宮密通、令生師尚真人仍高家于今不參伊勢『江家次第』

高家者。業平之末葉也。業平朝臣為勅使參伊勢之時。密通於齋宮(云々)。懷妊生男子。依有露頭之怖令撰津守高階茂範為子。師尚是也。世隱秘不議之(云々)茂範者。神祇伯岑緒孫。兵部少輔令範息也(天武天皇六代孫王始給高階之姓)。師尚者從四位下備前守也。高二位成忠者。師尚孫。宮内卿良臣之男也。『古事談』第一・臣節

齋宮恬子內親王 恋三

文德天皇第二皇女。母同惟高親王。貞觀元年十月日為伊勢齋王。十八年退之。延喜三年六九月八日薨。業平朝臣為勅使參伊勢之時、密通懷妊、生高橋師尚。依有顯露、怖令茂範為子。高階姓世隱秘、人不識之。高階氏、茂範、從五位上撰津守。師尚、從四位下備前守。『古今和歌集

業平コノツカヒニマイリテ齋宮ヲヲカシタテマツリテ、カク読ミカハセリ。カノミヤモ、ハシヂカナルオホン心ニヤアリケム、コノスキモノ業平ニアヒタマヒニケレバ、ヨニキコエテソノミヤヲバヲロサレニケリ。業平ハミチノ国ヘナガシツカハシケリ。『古今和歌集註』

高橋師尚

実在原業平子也。密通齋宮恬子内親王出生。依之此氏族子孫、不参宮者也。『尊卑文脈』

皇女 恬子内親王『皇代記』(群書類従卷第三十一)

皇女 恬子内親王(母同惟喬 伊勢齋宮)『帝王編年記』

第五十五代文德天皇 皇女

恬子内親王(齋宮貞観元年十月為齋宮同十八年退之延喜三年六月八日薨)『一代要記』

第五十六代清和天皇 齋宮

怡子内親王(文德女貞観元年卜定)『一代要記』

【述子内親王】母、紀静子/同母姉妹、恬子内親王・珍子内親王/最終位、無品

857(天安元年二月二十八日丙申)廢鴨齋内親王惠子。

更立无品述子内親王為齋内親王。遣右大臣正三位藤原朝臣良相於神社告事由。其事秘者。世無知之也。『文德実録』

897(寛平九年十一月一日壬辰)文德天皇皇女無品述子内親王薨。『日本紀略』

述子内親王 齋院。母同〔惟高〕〔頭注〕又云、寛平九年十一月廿一日、述子内親王薨『本朝皇胤紹運録』

皇女 述子内親王『皇代記』(群書類従卷第三十一)

皇女 述子内親王(母同上 賀茂齋院)『帝王編年記』

第五十五代文德天皇 齋院

述子内親王(帝五女天安元年立之同六年退寛平九年十一月二十五日薨)『一代要記』

【珍子内親王】母、紀静子/同母姉妹、述子内親王・珍子内親王/最終位、無品

877(元慶元年四月二十四日乙未)无品珍子内親王薨(云々)。帝不見事三日。内親王者。文德天皇之女。母從五位上紀朝臣静子。正四位下名虎之女也。『三代実録』『日本紀略』

珍子内親王 母同惟高〔頭注〕三代実録、元慶元年正月廿四日、无品珍子内親王薨『本朝皇胤紹運録』

皇女 珍子内親王『皇代記』(群書類従卷第三十一)

皇女 珍子内親王(母同惟喬)『帝王編年記』

第五十五代文德天皇 皇女

珍子内親王(元慶元年四月二十六日薨)『一代要記』